經學大國帝都京

號

鎌倉時代の家族制度(三)

所得税均等負擔の理想と實現(二、完)・法

學

±

汐

見

三

郞

經濟學不進步の原因に就きて………

法

學

1

石

Ш

興

法

鄽

土

本

庄

樂治

郎

 \equiv

浦

周

行

斾

戸

正

雄

論

勞賃の經濟的及ひ道德的性質(

)……法學博士

H

島

錦

治

現代方便生活と社會の問題 時事問題 雑 綠

戦後の獨逸の勞働

市場

独 **法學博士** 法學博士 學

諸國行

:政統計書の

梗概

手形交換所制度論(11)………

本 部 森 美 研 靜 越 治 乃 造

财

大

Ш

田 海 市

戸

說

手形交換所制度論

称 豣

大

造

前々號攝戦

第二節

手形交換所の沿革

手形交換所制度の經濟上に及ぼ

釿

手形交換所の意義

本號指

手形交換所の組織及交換方法

换 换

> 第八節 第九節 手形交換所の特種業務

> > **次號揭** 載

各國に於ける手形交換所制度

現世銀行の採用せる諸制度中最も稱揚すべきも 手形交換所制度は預金振替制度と相俟ちて、 手形交換所制度の經濟上に 及ぼす效果

なるものを掲げて之を説明せんとす。 手形交換所は銀行をして手形小切手の取

幾多の利益を與ふるに至れり、以下其效果の主

々其重要の程度を加へ、

今や經濟上直接間接に

手形交換所の職分の漸次擴張せらるゝと共に盆

のに励し、その經濟上に及ばす效果に至りては

せしむ、 立及び支拂に要する煩勞と危險とを省略

を見れば他行宛手形の取立を便ならしむるに在 りて、之に由り支拂準備金の減少を得るが如き の取立及び支拂に要する煩勢を節約せんでする は寧ろ其結果となすべし、 抑も手形交換開始の目的は、其沿革上より之 即ち銀行をして手形

手形交換所制度論(二)

第七節 第六節 第五節 第四節

手形交換所に於ける制裁

(第四號 一二一)

五七五

業務 信用 さも 銀行はその受入 從 0) 手 か 7 往 Í 形小 爽大 は盆 ば 3 柏 椾 敢 銀 聤 Vζ なら 万問 K 度 て甚だしき困難に 行 振宛 の發達 取 O) 切手を受入るゝを以て、 ħ 濟 形 一々之を支排 ず 溡 に手形上の複雑なる賃借關 引も 未 副 銀 金融市 n E と勢力とを室費せざるべ 行に呈示して之が 亦 幼 多端を極 開 丘額の たる手 頻 稚に 始 簗 0) 現 場 銀 E ならざ 行し õ は 形 ΪŊ 金を携帯 め て信用制 變遷と共に、 あらざり 小 tj 就 ŋ ŋ 切手も多か 乏云 ク Ĺ きて取立 之に因 する 取立をな 無數 溡 度尚 ₹, 代 Ş. 普及 Vζ. 係 0 10 ~ から を 他 つる 5 於て ħ. 銀 垄 ぜ 行

と努力とを節約し且 由是觀之手形交換 形小 Ų. 渚 當 然るに さん L h 7 行の ž 机 à 7 چ じ ح 濟 2 は 亦 盚 宛 其交換尻 に徴 とを得 to しく ざる を要 る 以て銀行は之を他 現金死藏 に於て組合銀行 額 る は 五 は 手 て手形の支拂に支障 道 備 開 る時 <u>ح</u> 忽に 0 13 小 $\hat{\sigma}$ 珋 べから 4 減 他 12 平 資金を崇積す 重 朷 直 より 73 焇 るに同交換所に於ける累年手形交換 は あ して地 手の べきが 接取 ~" 殺するも 0) きな Ś h 百 Ĭρ 銀 省き類が 百 分 金受拂高との割合は設立以來 組合銀行は如上 行 取 立. べ b, 心に墜ち、 立に 手 分の の手 Ļ 故に、 0 を行ふ場合に於ては 形 四、大四 の手形上の賃借を交換決 Ō 顶 九五、 い對して 交換の効亦偉大なら 今之を紐 雜 Ś 形取 斯く 0) ໄ 有 Ď, を生ぜ して若し 各銀行 13 カゞ 續々預, 利な 如 立 Ö る現金受授の要を避 なり、即ち 三六の 然ん 충 加 相 10 育手形 る方面 は貨 備ふる の不利益なる巨額 銀 當 くして凡て は他 h Vζ 金の あ 行 か 幣 JΕ 若 0) 現 行 交換 に利 手 の效 办ゞ 該銀 金進 取 继 より 現 を節 付し 形 手 72 備 交 形 所 用 匍 め Ō) 行の 金不 備を 企 0) 頫 五十 濟 交換 手形 紨 Ť 銀 灃 の受授 0 난 邁 信 足 肵 高 る な 行 ДQ F

J. G. Cannon, Clearing-Houses, p.

11

銀

行

0)

無盆

なる時間

現金携

危険を避

<

O

ī

形交換

旂

經

濟上及ぼ

效果中 約

特に

幣節

約 が 换

0)

緊

15

在り

ع 7

す

濫し手

手

形交

所

には

貨幣 を知

を節 5

也

し

幾

何 桦

1 0)

3

p,

さるる えも

15

難紛失の

危險

亦尠

からず、

(湖へ日) By means of this exchange, checks aggregating

say \$100,000,000,may readily be settled for by the use

of only \$ 5,000,000, in actual cash. (Clearing-House in the world.p.f.

(註ノ一) 上述の方法に依り手形交換を爲す時は實際各銀行

に小切手を取付け其代りに現金を受取り歸りしが如き從前

所の存在を前提とするものなり。

(四) するに便利なること、 手形交換所は有益なる諸種の統

統計學の進步するに伴の諸種の方面に於け

り、組合銀行の營業狀態、商業界變遷の趨勢 り、蓋し銀行は手形交換所の蒐集せし統計に據 對象として 重要なるものと 見做さるゝに 至 れ 手形交換所に於ける各種の統計も亦漸文研究の 統計的調査も亦大に發達するに至れり、 而して

さも成り、又恐慌及び商業不振の時機を察する る有益なるものにして、金融の狀況を知る指針 例、不渡手形の増減等に關する統計は、經濟上頗 参考に資することを得べし、(註/二)(註/二) 且 各地經濟狀態の異同等を考察し、以て其營業 つ交換高の多少及増減、交換尻と交換高との比

測度たることを得べし、 形交換所の直接經濟上に及ぼす效果にあらずし て寧ろ間接の利益と見るべきなり(註ノ三)。 証ノし に於ける産業狀態の好晴雨計なりとなせり。 Straker 氏は倫敦手形交換所の報告を以て全英國 然れごも斯の如きは手

F. Straker, The Money Market, p.

(第四號 11111 五七七 社會の通貨として有益なるも、

之全く手形交換

銯

手形交換所制度論(二)

當╙預金が便利なる支拂手段として將又商業

(三

手形交換所は當座預金の機能を完からし

Systems in the world. p. 1).

when the volume of money is a factor. (Clearing House

money, a cucumstance of

considerable importance

munity is obviously conducted with much less actual

eliminated; but the business of a city or com-

and the cash received in payment there for carried

having the checks actually presented at each

bank,

Not only is the risk attending the former method of

若し貨幣の敷屋が商業の要素なりこせば此事たる質に重要 が之が爲に層一層少額の現金を以て經營するこさを得べし の方法に伴ふ危険を除去し得るのみならず尚又都市の商業

ments furnish the means for comparison of the course

business of the country, since the aggregate "clear-

し交換所賃出證券(Clearing Houseloan certificates)上に直接間接の助力を致すこと、三恐慌等に際利子等を協議決定すること、二銀行各自の營業

to the l general and editors, in their discussions of questions releting value of the clearing house returns has been recognized a decrease trade activities. A falling off in exchanges is obviousings" reflect with ly the to a smaller volume of checks used, following for a member of years by economists, trend of the more important factors in the banking in the amount of business done and commercial condition of the ย fair degree of accuracy legislators

近れが為に諸種の施設をなす、 ・ 手形交換所は組合銀行の共同利益を増進

營業上細大の事項例へば手形取立手敷料、預金例にして即ち、一組合銀行相互に規約を設けて國東部諸州に於ける手形交換所の如さはその適合銀行の共同施設を行はんとするに至れり、米の手形貸借を決済せしむるに止まらず、漸次組の手形貸借を決済せしむるに止まらず、漸次組の手形貸債を決済せしむるに止まらず、漸次組

- 8) G. V. Schanz, Wörterbuch der Volkswirtschaft. 2. Auf. Bd. 1. S. 14 山崎 博士、貨幣銀行問題一班、p. 329-330.
- 9) Clearing House Systems in the World, pp. 1-2

求に應ずること、 を發行し交換所の信用 を利用 して一時資金の 굧

する爲め銀行營業方針を劃一する 形交換所に於て預金利子、 銀行營業の共同作用を見るを得たるは勿論 **勵して信用を重ずるの風を成** るに至れ 如斯手形交換所に種々)結果銀行相互に監督を加ふ り、 而してかいる傾向 への新職 取立手敷料等を し恐慌等に臨 は漸 るために互に督 務を生するに $\tilde{\phi}$ 利益を生ず 次他國 んで 一定 手

事業は此方面に向つて漸次擴張せられ、其經濟 現象は組合銀行が其利害共通を自覺したるに基 度に因るものあるべしと雖も、 於て行はるヽ此等特種業務は、或は同國銀行制 形交換所に於ても發達を見るべく、 くものにして、 尙將來に於ても、 要するに此 手形交換所の 現今米國に 等の 0 丰

上の任務は益々重きを加ふるに至るべし。宝二 此施設や(手形交換)必ず時さして最も緊要なる銀行

るが故に、

關する報告の交換、紛議の仲裁、利子及爲替料の歩合均定 するに至るべし、彼の一層改良したる取引の方法、信用に の協同を促し遂には一艘銀行の取引上に一樣の例規を確立 `形交換所捌度論(二)

> 行は多數の銀行を以て組織し、 組合銀行を組織せざるべからず、

(第四號

三五

五七九

association for mutual advantage. products," if the term may be used, of the close rates of interest and exchange, are some of the "byinformation, adjustments of differences, more uniform generally. Improved methods, to the establishment of uniformity in rules of business 等の如きは蓋し相互利益の爲め一致團結の副産物を謂ふべ most useful and impotant upon occassions, きなり。 necessarily brings about co-operation exchange of and tends

至

欵 手形交換所の 組織 第四節

手形交換所の組織及び交換方法

異にするも、 手形交換所の組織は國により自ら多少其

Ţ 手形交換所は有志銀行が所謂組合銀行を組 及び其他交換に付すべきことを許可せられ 一切の證券を交換決層するを目的とするものな 其各組合銀行に於て收受したる手形小 たる 切手

形小切手を交換せしむるを以て交換開始の目的 **手形交換所を設立せんと欲せば先づ** 大體に於て殆んご同一なり、 可成的多くの手 而して組合銀

C. H. Systems in the world. p. 1.

全なる 組合銀行に 其災害を 及ぼすこと 尠から る銀行を鑑りに交換組合に加入せむる時は、 を達すべきが如しと雖も、資産信用共に薄弱な つて手形交換の發達を阻止するのみならず、 健 却

雖も、 叉は加入料(註1三)を徴するのみならず、倘組合 して、加入銀行に對しては一定の保證金(註/こ) る銀行を以て組合銀行たらしめんとするものに 銀行多敷の同意を得て 組合銀行に闘する規定は今一々之を述べずる 要するに其目的は資力及び信用の確實な (東京手形交換所規則第七條)

設け組合銀行に闘する幾多の制限を設けたり。 ず、茲に於て容國手形交換所は皆交換所規約を

禁止するは、 組合銀行にあらざれば交換を爲すことを絕對に も組合銀行の資格を妄りに嚴重に制限し、且つ 名投票に依り出席銀行四分の三以上の同意を要す」) 加入することを得るものとせり、(註/三)然れご 大阪手形交換所規約第八條器照「組合銀行總會の議に附し無訊 却つて手形交換所の效果の普及を 始めて

> と稱する一種の制度を設け組合銀行に手形 る制度にして大に手形交換の利益を普及せしむ 擬を委託 し得るの途を開けり、是れ最も適當な

るに至れり。

(註ノ一) 保證金に就きては東京手形交換所規則第六條には

(註ノ二) 加入料に就きて紐育手形交換所規則 を差入 おくこさくせす。 七條無記名國債證券又以無記名三府地方價證券額所貳萬國 無記名國債證券額面金譽萬圓さし、大阪手形交換所規約第

shall pay an admission fee as follows New members shall signify their assent 項) は左の如く規定せり。 Constitution as provided in Article XI, Section I, and 5

shall pay Five thousand dollars; those exceeding dollars \$5,000,000 shall pay Seven thousand five hundled Institutions whose capital does not exceed \$ 5,000,000

左の加入料を支拂ふこさ 新加入員は本則第十一欵第一項の規則を選守を善ひたる上 cor espond with these rates. (Article III. Sec.4) Any member increasing its capital shall arns 6

一、資本金五百萬弥以下のものは五千弟 資本金五百萬路以上のものは七千五百弗

行の為めに代理交換(Clearing for non-members 妨ぐるものなり、茲に於てか比較的小規模の銀 themselves of the privilege. of larger reserves, these companies have not availed Constitution. Since this would require establishment become members by subjecting themselves ated under the laws of the State of New York may recently adopted of less than \$ 500,000!! may be admitted; under a institution having a capital, or capital and surplus, **景等の會社にして特権を得たるものは来だ之れ有っざるな** きも組合員さなるには一層巨額の準備金を要すべきが故に 近く採用したる規定に依れば紐霄州の法律に基き組織され meor porated たる信託會社は尚組合の規定に從ひ組合員たるここを得べ 下らざるものならざる可からず(紐、手規、第三歟第三項) に限られ其資本金又は資本金及び剩餘金の高が五十萬弗を 資本金増加の場合は右の率に據りて増加額を支拂ふべし。 "Membership 組合員さなるには國立又は洲立の會社組織の銀行 banks provision, trust companies incorporcither 23 National present, restricted or Slate; to the oa 5

capital and surplus shall be less than \$500,000. [No new member shall be admitted whose uninpaised

るべからず、 を達せんが爲には、 如斯組合銀行が手形交換所を設立して其目的 而して手形交換所の最高意思決定 手形交換所の機闘を設けざ

Ŧ

| 形夾換所開度論(二)

換所規約第十七條參照/約第二十條東京手形交/ 委員長、 者を出して手形交換所の重要事項を決議するも のとす、 Association) にして、組合銀行は各一名の代表 機闘は組合銀行 委員、 總會の決議に從ひ之が實行機關として 監事、 の総合 書記等を置く。 $(1)_{loc}$ meeting (交換所規 ಲ್ಲ

所規則第二十四條參照)條、東京手形交換 る銀行に平等に賦課するものとす。 す、但し午後の交換に要する費用は之に出席 たる金額に應じて組合銀行に賦課するものと は組合銀行に平等に賦課し、 手形交換所の經費は其總額を二分して、 **註** 他の一半は交換し

(註一) New Yrok Clearing House Association に於ては して分擔するものさす。 時は各組合員は前年度に於ける其持出手形の平均高に比例 經避は各組合員二百沸宛平等に分擔し尚此上經費な要する (組合規則銷八欵

rata according to the average additional amount be required it shall and paid as follows: Each member shall be assessed \$200. The expenses of the Clearing House shall be borne be assessed pro Should an

H. Systems in the world, p. 3

Constitution of the N. Y. C. H. Association, Article

(第四號 一二七) 五八一

amount which

each

は毎年一干弗か前金にて當組合に支拂ふこさた要す。 preceding year. (Art. VIII.) 代理交換を委託するもの

member shall have sent to the Clearing House for the-

after sending its exchanges through a member of Asso-Every non-member bank or institution now or hereshall pay to the Association the amount One

第二数 手形交換の方法

thousand dollars annually in advance. (Art. IX. Sec. 3)

きて見るに、各國手形交換所の間に大に其趣を 次に手形交換の順序及び交換尻決濟方法に就

異にするものあり、然れざも各國手形交換所は 形交換所に於て交換に付すべきことを許された 組合銀行に於て支拂ふべき手形小切手及び各手 を大別して三種となすことを得べし、 國法をは、 國法、二米國法、

英國手形交換所幷に巴里手形交換所

三折衷法、是なり、

m

して英

即ち一英

る證券は總て之を手 形

交換所に於て交換すべ

これ煮 なり 的を完全に達せんとするには最も必要なると 禁止せり、 直接之を支拂銀行に就きて取立つることを 若し此規定なしとせんか組 し當然の規定にして、 (大阪手形交換所規約第三條、第三十二條卷照) 手形交換開始の目 合銀行は他 ح

とするも亦直接支棚銀行に就きて取立つるも の手形小切手は之を手形交換所に於て決済せ

取る毎に、

幾回となく直ちに之を手形交換所に

其自由なるを以て、 濟上の不利益質に大なりと云はざるべからず、 故に上述の如き直接取立の禁止規定は頗る重要 は手形交換所設立を無視したるものにして其經 て資金の準備をなさゞるべからず、 各銀行は不時の取立 斯くの如き 12 . 對し

なるものな は各國手形交換所によりて異なると雖 前述の如き手形交換の順序及び交換決濟方法 ý t

之に反して我邦及び獨逸に於ける谷手形交換所 各地手形交換所に於て採用する所のものなり、 に於て行る所のものにして、 間中組合銀行は他の組合銀行宛手形小切手を受 は折衷法に屬し、 額決濟の方法等頗る完備せるものと云ふべし。 て其制度を定めたるものにして、 一、英國法。 倫敦手形交換所に於ては、 即ち英米二法の長短を斟酌し 米國法では 交換の手續差 交換時

鈋 手 形交換所制度論(二)

とど云ふ

を俟たず、

蓋し

倫敦に於ては手形交換

極

3

完備せるも

Ď

にして紐育の

決濟

方法に優

3

次に

倫敦に於ける交換尻決濟方法を見る

之に基因すること多しと。

所組合銀行

何れも しめ、

中央銀行た

る英蘭銀行に當

定を開

か ü

手形交換所に於ける交換差

立する機關なく、

從て英國其他に於

がける

かゞ

加

(第四號

二二九

五八三

する 得べ る利益 持出 實に名狀すべからざるものあ 直ちに手形交換所に持出し交換を附することを 切手は直ちに之を自行に持歸 にあらざれ 換時間中は手形交換所と銀行との間を常に往復 に據る時は、其日に 崩 ζ, が (賃借を合算して交換 間中は間斷なく交換方を往復せしめ、 (註) 故 あれごも、 倫敦に於て代理交換の大に發達せるも ľ, 又返戻すべき手形を同日速に返還 又手形交換所に於て受入 H. 茲に於て倫孰手形交換所の交換方法 組合銀行に加 手形交換所より近距 之が爲め手形 振込まれたる手形小切手を 窚 盟 の決済を行ふもの 9 す りと云ふ、 ること困難 交換所の混 斯く れた 離にある る手 の如く交 加之交 銀 tz, 最後 形 潍 L 3 行 ば 禣 亦 حَ 小 かゞ 額 整然たるものにして、 を手形交換所に持出 る手形小切手を 二、米國法。 しさす。(註三) 0 0 とせり、 決濟 Ĭζ 故に倫敦に於ては手形貸借の 總て英蘭銀行

0

振 人替方

法

因

3

シ決済に

し米國に於ては中央銀行とし 邦及び獨逸の各手形交換所之に傚ふもの多し 於ける交換方法は最も完全なるものにし 手形交換所に近きもの て直ちに交換決濟に着手すべし、 銀行は其前日並に同日交換開 にして、各國手形交換所の之に傚ふもの頗る多 實に交換尻決濟方法として最も進步したるも 當り現金を受授することを要せざるなり、 めて不完全なるものと云はざるべ 如き混雑を來すここなし、 之に反して紐育に於ける交換尻の 紐育手形交換所に於ては、 括 Ļ 倫敦手形交換所に於 を限るの 之を振宛銀行に 時間 て各銀行の上 又組合銀行 始前に を定めて唯 要なし、 此方法 _ታ 決濟 振込まれ "らず、 は秩序 方法 各組 ζ は 配 敢 ける 回之 是れ

13) C. H. Systems in the world, p. 5. Wm, H, Kniffin, The Practical Work of a Bank. p. 154

振替方法によりて交換尻を決濟する能はざるが 故に、紐育其他各國手形交換所に於ては交換差 ことは手形交換所規約の定むる所なれごも、尙 資格を有する紙幣を以て決濟せざるべからざる 額に相當する 現金を 受授して 決濟せざるを 得 而して交換尻は金貨、金貨證券又は法貨の

三、折衷法。 右に述べし両法は互に長短得失あ 米國手形交換所は、現今の不完全なる決濟を改 盛なるを以て、愈其設立せられたる曉に於ては 断なり、 **免れざるなり、我國及び獨逸の如きは中央銀行** も交換方法複雑なるを発れず、之に反して、米 り、英國法に於ては交換尻決濟の方法簡捷なる を容れざる所なり。(註三) めて中央銀行に於ける振替方法を採るべきは疑 あり、加ふるに英國の如く舊慣の存するなく、 を得べきも交換尻の決済に於て甚だ迂遠の譏を 國法に於ては交換方法に於て秩序整然輕妙なる 近時米國に於ても、 中央銀行設立の議

手形交換所證券 (Clearing House certificates) な 又は法貨の資格ある紙幣を預入れ、之に對して 法は組合銀行より豫め手形交換所委員會へ正貨 を取ることゝ爲れり、殊に近時廣く行はるゝ方 方法は其振替方法に劣るべきは言ふを俟たざる 七條に之を規定し爾來實施す、 て、一八八四年六月改正の手形交換所規則第十 るものを受取り之を決濟の用に供する一事にし 然れごも此等の 英米両法の長短を斟酌して其制度を定めしを以 せりと謂ふべし。 て、交換方法及び交換尻決濟方法共に頗る完備

之を決濟し、成る可く現金の受授を省くの方策 利付にて一時の貸借とし他日の交換差額を待て 債券を有する銀行に交付し、或は無利子に又は 受授し、或は負債を負へる銀行に於て所謂支配 此受授を避けんが爲めに、或は貨幣を封印して

人小切手 (manager check) なるものを振出して

(註ノー) A radical difference in goes on almost continuously during the business day presently about 5 o' clock P. M., Actually, however, as will beginning at about 10 o'clock A. M. may be stated briefly by saying that in London clearing be shown, there are three clearing: one the system employed and ending at

The actions take place, the third beginning at about 2: 30. ending at noon, after which the country check transnamed is by far the most important of the

carries a balance at the Bank of Englagd, the settle-尻の振替を爲すが故に交換尻の決濟に現金を使用すること mechanism of the System in general. worth considering in connection with the study of the upon that bank instead of using cash; a method well ment of balances is effected by checks or orders drawn † 'Inasmuch as every member of the Clearing House なく英蘭銀行宛振出の小切手即ち指圖證券を以て之を結了 倫敦手形交換所の各組合員は英蘭銀行に於て交換

|註/三|| 紐育手形交換所|規則第十欵第一項|に於ては借方銀 House the balances against them, either in institutions shall pay to the Manager at the Clearing Between the hours of 12. 30 and 1. 30 P. M., the debtor 行は交換尻な交換所幹事に合衆國金貨、合衆國金券、合衆國 Clearing House certificate. 法貸紙幣若くは交換所證券を以て支拂ふべき旨規定せり。 U. S. Gold notes, U. (Art. X. Sec. 1.) S. Legal Tender notes or U.S. . Gold

第五節 代理交換

代理交換 (The Clearing 形交換所制度論(二) for non-members) w

二の主義に依れば受託銀行は委託銀行に於て支

(第四號

五八五

Ą 換に附すべき手形小切手を受託銀行に交付 券を交換することを謂ふ、故に委託銀行は其交 外の銀行のために委託を受け、 て委託銀行の代理者として手形 組合銀行が手形交換所所在地 手形交換 小切手其他 に於け る組 所

交換に於て其交換尻を整理するために、 行に於て之を受入るべきものとす、 受託銀行は之を自行の交換手形中に加へて手形 其當座勘定に振込み、支拂ふべき差額の り受入れたる委託銀行宛の手形小切手は受託 交換所に持出し、 行は委託銀行の爲に受取るべき差額あれ 行は豫め受託銀行に當座勘定を開始し、 **叉手形交換所に於て他銀行よ** 而して代 受託銀 ば之を れば當 委託銀

來二の主義あり、 行との責任關係の問題なりとす、之に關して從 行は委託銀行に於て支拂ふべき手形小切手に對 座勘定より振替支拂をなすを通例とす。 して何等責任なしとするものにして、反之、 次に論すべきは代理交換の受託銀行と委託 第一の主義に依れば、 受託銀

C. H. System in the world, p. 25 C. H. Systems in the world, p. 25

所に於て採用する所にして、

代理交換の受託

拂ふ のと同じく其實に任ずるものとせり。 べき手形小切手は自行に於て支棚ふべきも É 羔 は 東京手形交換所の採用する所

にし 銀行が代理交換をなさんとする時は所定の書式 て其代理交換 に關する規約によれば、 組合

の議に により其旨を委員に申出すべし委員は之を總會 附し其許否を決するものとす、(東京手形交

する迄にして 別に 責任を 有せずとする 主義な 銀行に於て支拂ふべき手形小切手を便宜上交換 換所規則第五十二架) つき規定する所なしと雖も、 只代理交換の委託銀行は保證として壹萬圓 とありて別に受託銀行の責任 受託銀行は委託 Ď, 換擔保を處分して尙足らざれば受託銀行

手形交換所規則第五十三條) 託銀行をして之を處分せしむるものとす、 行に入金を怠り不渡手形を生ぜしめたる時は、 國債證券を受託銀行に差入れ必要に應じて受 從つて委託銀行が受託銀 東京

て見ても、

受託銀行は右保證額迄は擔保品を處分して支拂 :等損害を蒙るこさなかるべ それ 以 上の 金額に對しては

一の主義は、

大阪京都神戸等の各手形交換

þ, 行は、 び諸證券に對しては總て其實に任ずるものとせ (大阪手形交換所規約第六十八條) 委託銀行に於て支拂ふべき手形小切手及 故に若し交換尻

其關係は全く受託銀行と委託銀行との間に止 決濟後に於て委託銀行が入金を忘りたる場合に 受託銀行は其手形を返戻することを得ず、 受託銀行が豫め委託銀行より受取 りた る

は自ら

は、

するの傾向あり、 組合銀行にして交換所組合銀行に加盟せず、 行は組合外の銀行の為に代理交換をなすを躊躇 其損失を負擔せざるべからず、茲に於て組合銀 現に大阪に於ては銀行集會所

代理交換をも委託せざる銀行少なからざるを以

大阪に於て代理交換開始の頗る困

もの 交換の委託銀行と受託銀行との責任關係に基く なるを知るべし、 Š 如し。 而して其原因は主さして代理

る時は、 惟ふに、受託銀行に何等の責任を負は 組合銀行は何時にても代理交換の委託 しめざ

手 ·形交換所制度論(二) す以上は、受託銀行は常に委託銀行の業務に

生

continue until after

the

completion of the

(第四號

危険の疑あれば他に先ちて之を知ること

而して平素代理を委託せられ當座取引をな

遅滯なく 代理交換を 停止することを 得べ

を以て、 るの利益あれども、受託銀行は動もすれば委託 然れごも假令規定上に於ては受託銀行に責 ずるを以て、多敷の銀行が交換所を利用 |選擇を輕んじて不渡手形を多からしむる 組合銀行に損害を及ぼすことなしとせ 由是觀之、 擔保品を徴するに於ておや。 之が解約をなすが如きは實際之なか を得べきを以て、破綻の現はれたる後に や受託銀行は是等の危険に對し

平素より相應

る べ

况

始

Ö

ことを得ざるなり、之に反して受託銀行に責任 託銀行は委託銀行に對し徳 ※上全然無責任なる 受託銀行で 委託銀行との 間に特種の 關係を生 任なしとする場合に於ても、實際上にありては 銀行は自然子銀行を擁護するの地位に立ち、 前者を所謂親銀行後者を子銀行と呼び、 受 親

九條) るものなれば、 は手形交換所委員長の許諾を得れば直ちに代理 失を蒙ること却て稀なりと云ふ、 交換を解約することを得 ありとする主義によるも、 委託銀行を危險なりと認 (大阪手形交換所規約第六十 實際上受託銀行が損 蓋し受託銀 行

りどするも、將又之なしごするも、 交換所規約を以て受託銀行に責任 實際

£

あ

果に於ては大差なかるべく、 行に責任を負はしむるの必要なきが如し。」 神より之を見れば、 鉒 紐育手形交換所規則第九欵第五項に於ては受託銀行に 寧ろ其規約に於ては受託 代理交換普及の

transactions, and its liability in be liable in the premises tution at the Clearing House; and said said member the agent for said bank or other shall, ipso facto, and without other notice, constitute bank or other institution not members, such sending through the Clearing House the exchanges of any Whenever any member of the Association shall send 約通告の翌日の交換結了まで解除せられざることしせり。 る取引と同一の責任を有するものとし尙又此責任は代理解 責任を負はしめ交換所内の行為に對しては總て自己に屬す 5 same as for its all such cases

Wm. H. Kniffin, The Pratical work of A Bank, pp. 161-162

Sec 옃 discontinuance 5 ot any such the agency. receipt (Art. notice

所所在地以外の銀行のために組含銀行 換をなすを云ふ。 地方交換 (Country Clearing) さは、 が代 手形交換 理 交

るに至りしは、 抑 4 'n 地方交換は、 べ しさの説 类國 あり 銀行家 八五八年既に英國 たるも、 Sir z John の愈開 Lubbock に於て 始 を見

八六五年統計學會に於て、

地方交換に

計

3

上

より見れば、

甚だ遺憾のことゝ謂

は

کے

る

でらず。

献をなせり。ぽ 敦手形交換所は、 する講演をなした 手形交換に加ふるに、 スペン なり るに基けるものなり、で 午前と午後の二回に行ひ 全英國資金調節上に大なる貢 正午を以て地方交換を 爾來 來 h

六月池 出 國に於ける地 當時 $\widetilde{\mathbf{H}}$ からざりしが 頗る 一氏が地方交換建議案なるもの 3識者の 方交換問題は、 注意を惹き之が實施 種 々 0 障碍ありて遂に實 明 当 一十五年 を堕 を提

行の 當時經 換の に及 拠に せし ける 通す 出來次第之を開始するこさに決定し Ū 脳す <u>ک</u> るも 組 運に至らず 利 んで尚其質行を見るに至らず、 べしとの虞ありしこと是なり、 合銀行に預託すべき交換尻決済 用 ŧ 0) る調査委員を設け、 3地方交換開始は不渡手形 鮮 般に普及せし カ 幼 h して止 稚 Ĕ め して地方手 2地方銀行 め全國資金 其主なる 其報告に たる Ţţ. は 是れ手形 1/ 貧 後 理 の 依 を 切 6 金に 調節 央 由 h 批 増 0 は 加 厺 1) 世

なさんとするもの、如し、而して現今に於ては、 變遷と共に地方交換の必要を認め、 か 斯 < の如く東京手形交換所に於ては、 之が實施 特 勢

地方交換の

實施必しも 大なる

困難を 見ざるべ

殊に の中央都市に 我 地方商業は漸次發達 邦 經濟 一狀態は日進月歩の勢を以て進步 流 通するもの及び 從つて地 中央都

切手

Gilbart, The History, Principles and Pracitice of Banking, vol. II. p. 326

Wm. H. Kniffin, The Practical Work of A Bank, p. 162. C. H. Systems in the world, p. 27. J. G. Cannon, Clearing Houses, p62-68

したるが如き商人に對しては、充分なる制裁のに周到なる注意を拂はしめ、又不渡手形を振出にすると共に、地方銀行をして其得意先の撰定用狀態財産狀況等を充分に調査し、其加入を嚴用狀態財産狀況等を充分に調査し、其加入を嚴重に足らざるべし、卽ち組合銀行が地方銀行の信に足らざるべし、卽ち組合銀行が地方銀行の信

来なるべしと信ず。一次には東京手で変換所に於てそが實行の計畫あり、又他方に形交換所に於てそが實行の計畫あり、又他方に於ては時勢の變遷に從ひて地方交換の必要を増於ては時勢の變遷に從ひて地方交換の必要を増於したると共に、之が開始に伴ふ諸種の障碍を於ては時勢の變遷に從ひて地方交換の必要を増於した。

第一欵 不渡手形に對する制裁第七節 手形交換所に於ける制裁

して手形交換事業の發達を妨害すること甚だ大れたる銀行に於て其支拂に應ずるを以て原則となすべし、然れざも其受入銀行は或は預金不足り手形を振宛られたる為め等の理由に因りて交換所に於て受入れたる手形小切手の中其支拂を抜腕に於て受入れたる手形小切手の中其支拂をり手形を振宛られたる手形小切手の中其支拂をり手形を振宛られたる手形小切手の中其支拂をり手形の不渡は交換所に於ける一大不詳事によ、手形交換所に持出したる交換手形は之を受入れたる手形の強力を

-卷 (第四號 一三五) 五八九

蘇 手形交換所 度論(二)

全なる發達に務めざるべからず。 方策を講じて不渡手形の發生を防ぎ交換所の健 なるものありとす、故に交換所に於ては種々の る興味ある問題なりと雖も外國に於ては不渡手 於ける不渡手形の統計を比較参照することは頗 形の統計を發表せざるが故に遺憾ながら之を知

丽 して英米諸國の如く信用夙に發達し商業道

ることを得ず。

手形を見ること極めて稀なりと云ふ、

徳大に普及せる所にありては交換所に於て不渡 今各國に 及び累年統計を示すに止めんと欲す。 故に以下東京外五箇交換所の不渡手形の統計

大正七年十一月 五六〇、五四七・二次 憲つ名・六 图 1190-代 新·治战•兴 英、05年・人 六く元・兄 空(高)-10 三、公公、三 量、「心・は 益、人な・聖 次、次。24-20 元二二美 愈 三四人 四三人 人大へ かく 150、天三、公 图、汽四•和 六九、八00・四七 豐、八十二 三二 大門 Ol: 03/, tt 40、光光、生 完 蓋 克 量一層 星 容(量・量 元二人七・四七 金 元(0)至一大 三 二元、六九十六 요 아 아 아 다 다 다 天八三一 1四/四01-元0 三、野温・五 天、六型、兄 10、日共・1 기/필등-양 金 セス型・Q2 |二、至六] •六年 九、六五五-08 度は創立以來比較的年所を經ること少なく諸般 枚敷 温の 当当べつしく 大元子是 咒, 云八, 灰 1次(0)次(0) **会、完善** 10、超豐・公 △ 当一、我四十六 はくこく問 三、三、全 ス元三十章 三元三个 127次元 70 金 枚数 三三三三二三六-七 三、六八八 画で見られ 量、香叭·九○ 天 三二三五 金 1111 31-15时,时 一四、金融、六和 同、全一十 五、母母 九0 된 'OC' - OE | せくせくべ・異 量の「人へ」の表示者 西 - 西 小 三 关、2克·关 14、10次-20 一年、七九四・三五 10、110·公 **尺10万-** 9 ***20元•|| 17.42图-93 同,04日,回 11.11年1 占 平、三八六。二十

るに、 して遙かに嚴重なるが如し、是れ我邦の銀行制 我邦各地交換所の不渡手形に關する規約を見 何れも精細を極め諸外國の制裁規約に比 の法規によりて銀行業務を指導發達せしめんと する傾向あるにも因るべしど雖も我邦に於ける

不渡手形發 惟 生の ふに手形の偽造變造をなし若くは全 「頻繁なるに基因する所多しと云

然取引關

係を有せざる者に對して手形を振出す

謹慎に基く、 為め不渡手形を生ずるが如きは が如きは勿論或は預金不足又は爲替資金觖乏の 言を俟たざる所な 'n 商業者の背徳不

故に不渡手形の發生を防止せんとするには高

と取引を開始

し得るの結果或は資力以上過當

るもの

尠

しとせず、

斯くて商業者

は容易に銀行

業者をして商業道 徳の必要を自覺せしむると共

制裁を加ふることを必要とす可し。 に苟も をして之と一切の取引を禁止 如斯背德者を生じたる時は交換所は組合 し大に社會の 前述の如 (

を有するも なりと雖 と取 引をなしたる銀行に於ても亦大に責任 のと云 も之を他方より見れば斯 はざる可からず、 蓋し銀行が くの如き背

不渡手形は商業者の背德行為に基因すること勿

意先 に商業者と取引を開 の撰擇に 務 σ 種 類 慎重なる注意を拂ひ其性格財産 及び 5其營業! 始せんとするに當りては 振等を審 查 取 如く輕卒なるは寒心に堪えざる所なり。

之を危険なり の後 に於ても絶えず其信用狀態に注目 く認む 'n ば何時に 7 も直ちに其 し岩

> あれば唯々 つに至るべし、 り不渡手形を發生するが如きは殆 取引を拒絶すること は競爭の結果得意先を撰擇する遑なく 諾々として直 然るに我邦の現狀を見るに すれ ちに之さ取 ば其銀行 ん 引を開 ご其跡 Ō 取引 取 引 す į

ħ, も大なる關係を有 至るべし、 事業を擴張し或は投機 銀行が自己の盛衰 して恥ぢずと云ふを聞ては實に驚 の罪に歸し自己は敢て關せざるものゝ せずと云ふ、 不渡手形を發行するが如きは必ず 現今社會の最も重要なる金融機關た m 然るに銀行は之を以て獨り得意先 して朝に銀行と取引を開始 Ŧ は 勿論延ては經濟界の簽達 べき得意先の撰定に斯く に走り信用を濫用 咳 しも稀なりる 0 外 如く恬 る商業 なきな するに し夕に ع

しな 分をなし組合銀行は三年間 現今我邦交換所 る者に對しては其制裁とし 規 劐 に依 其者と取引をなすこ れば不渡手形 て取引 を發

(第四號 1三七) 五九一

形交換所制度論(二)

強

者と取引を開始する時は 六條)而して組合銀行は取引停止期間 ては之に對して何等の制裁を加ふるの途なし、 のとすれごも組合銀行が自己の得意先より屢々 不渡手形を發行するも東京及び廣島交換所に於 とを得ざるも のとせ 一定の制裁を受くるも (三條大阪手形交換所規則第四十 内に於て其

然るに手形の不渡は組合銀行が其得意先撰擇 渡手形を生じたる時は委員 謂はざる可からず、此點に關して大阪 に對しては相當の制裁を加ふるは適當 れば自行の得意先より不渡手形を生じた 不注意より生ずること多きこと前述の如 の各交換所規約を見るに支拂銀行に對 の決議を經 一の方策と て拾圓以 神戸及び にる銀行 しさす ぶ

革を畧述し次に現行各地交換所に於ける制裁 と謂ふべきなり。 規約の大要を比較せんとす。 我邦銀行界に於ける不渡手形に 以下我邦に於ける不渡手形に關 闘する制裁 する 制 裁 の沿 规

形交換所規約第六十一條)是れ實に當然の規定 上参拾圓迄の過忘金を徵する規定あり、(大阪手

> 約は明 會の制 に始まる、 定せし 治十二年東京銀行集會所の前身たる 其規定の要項左の如)割引手 形不渡者處 分方法 73 るもの

く之が事由 すに於て其手形不渡に歸するものあれば能 告するを要す。 三個の事情に係れ 響善會同盟諸銀行中割引手形の取付 右不渡に歸する原因は凡て左に列擧す を明 かにして本會幹事銀 りとす。 をな に報 る

0)

第二、名宛人支拂を引受けて後期日に 出人に報じ振出人其返金を怠る時。 、名宛人引受をなさざるに付、 之を振 h

出人に報じて其返金を促せしに振出人に て之を支拂はざる時。 名宛人既に其支拂を怠るに付之を振

此外尙許多の事情に出 於ても亦之を忘 の例を推 せば皆以て其不信者たる る時。 るものありと雖も右 を指

定するを得可

於て は其姓名居所族籍及び手 信者たるを本會幹事銀行に報告する 銀行に於て右被損銀行の報告を得 て以て通知するを要す。 尨 面の金額 る

手形交換所制度論(二)

共規定左の如し。

止すること、なし其都度之を組合銀行に内報せ

るも

對して爾後組

合銀行

一切取引を停

常本 を取扱問題相互 りと 午為替及 雖 に該不 も同盟銀行は該不信者 び而して其金額及び手續等速び預け金等の依賴あれば之を ざるべし。 小信者に 向 て同盟銀行に轉 て割引叉は貸付 より 報

|行の拒絶により不渡と||支拂資金なき手形又は

より不渡さな

りた 切

る

0

ある 其

して取

は之を拒まれた

る銀行より

書面

画を以て

銀行集會所速に其趣を同盟銀行に通知が姓名及び金額を銀行集會所に告知すべ

銀行に報告す可し。

銀行に報告す可し。

銀行に報告す可し。

銀行に報告す可し。

銀行に報告す可し。

もの 交換 ひ支拂資金な 通手形を濫發 るに では熱心に信用取引の變勵を試みたる結果手形 漸 旂 後 でく續出 至 (も漸次發達せしが交換高の増加 めて之が制裁を設け斯かる不德義をなし 明治二十年東京手形交換所設立以來銀行 'n þ, きに濫 し手形交換所の發達に一大頓挫を して信用取引上の 茲に 於て手形交換所は明治二十 りに小切手を振出 徳義を紊亂する ï するに從 又は融 ~:

> す 引をなすことを得可し。 し追 して自今 べし。 12 同盟銀行は前 で拒絶 る事質を告知したる時は從前の 切取 ũ |告知したる時は從前の如にたる銀行より本人の信用| 引をなすことを許 項の通知を受けた さず、 る

年四月左の規約を決議實行するに至 るが是れ當時は日清戦争の後 不渡手形に闘する制裁 信用取引漸 て從て信用薄弱なる手形を盛に流通せ 然活氣を呈し企業勃興 裁を制定せりと雖も尚年々不渡手形を増加 Ų 斯〜の如〜手形交換所は不渡手形に 茲に於て一 く類 廢せんとせし 般手形に對 を し投機流行 層厳に を承 かば手形交換所は し疑惧の念を生じ 示け經濟 Ũ n 剪 ŤZ , , しに因 る際に 對 治三十二 界 する は Ĺ 制 3 12

手形の支排を拒まれ に書面を以て其手形 (第四號 1 三九) 振出 たる時は 五九三 X 為替手形に 銀行より直

於ては支拂 事質を東京手形交換所に屆出すべし、 の住所姓名職業金額及び拒

東京手形交換所は直ちに之を組合銀行及び

代理委託銀行に報告すべし

なしと認めたる時は必ず翌日午後三 件に關する事實を調査し取引停止の必要 第一項の場合に於て拒まれたる銀行 一時迄に は其

其理由を具し東京手形交換所に屆出づべ すべし。 ちに之を組合銀行及び代理委託銀行に報告 東京手形交換所は左の屆出ありたる時は直

爲

用を害するの行為ある者に對しては

切取引を

の報告なき時は第一項の報告に係るも 組合銀行及び代理交換委託銀行は第二項

前項の處分を受けたるものに對し元の取 し自今一切取引をなすことを得ず。

所に請求したる時は東京手形交換所は組合 たる事實を具し其處分解除を東京手形交換 引銀行又は組合銀行より其者の信用恢復し 集會の議に附 し出席銀行半敷以上の同

四

財産を隱匿するの目的を以て營業組織

變更した

るもの。

會所に於て取引停止處分を受けたる者に しても當然之を拒絕すべきものとす。 託銀行は明治二十七年九月以來東京銀行

所組合銀行は商取引上の德義信用を重ぜんがた め其取引先に於て萬一商業上の德義を毀損し 次に明治三十七年九月の例會に於て手形交換

さぶることに決せり、 一、停止處分を受け其後家族又は使用 名義を以て更に當座取引を開きたるもの、 郎ち 八人等の

二、手形債務者手形行為に缺欠あ して其支拂を拒絕したるもの。 るを口實と

其營業を廢止したるもの。 法律上破産處分を免れんが爲め破産前

裁的規定漸次嚴重となり一時大に不渡手形の發 生を減少するに至りしが近年再び増 斯くの如く手形交換所の不渡手形に關する制 加の傾向あ

þ, 次に本邦各地手形交換所に於ける不渡手形

Ŧ. 意を以て之を解除することを得。

東京手形交換所組合銀行及び代理交換委

關する規約

拂銀行

即ち一不渡手形の返戻時間、

に對する懲罰、三不渡の警戒、 生せしむる者に對して注意、 關する規定を設け交換手續の敏活を妨げ錯誤を

等に就きて見るに大體に於て殆んざ一致し唯細 五不渡の屆出、 六不渡處分の取消及び解除。) (三不渡の警戒、四不渡處 も亦之に關する規定あ を付することゝせり、 h 我國の手形交換所に於て 即ち左の如 譴責、 罰金の制裁

目に多少の差異を認むるに過 之を要するに不渡手形の發生は商業者 でずっ の背徳

行為に基くは勿論なりと雖も其取引銀行の不謹

愼も亦大に之が原因をなすものなり、故に不渡

者の背徳行為を削すると共に他方に於ては該銀 **手形を減少せしめんとするには一方に於て商業** 過ぐるも倘其誤謬を發見せざる時は其銀行

もの多き所に於ては特に之を嚴重にするの必要 制裁の規定は我邦の如く未だ信用を重んせざる 行の不謹愼を詰責せざる可からず、而して之が

深く留意し不渡手形の減少を圖るは刻下の急務 はざるべからず。 故に本邦各地手形交換所に於ても此點に

あり、

を課

濟する所なるを以て其手形交換の手續は敏活に して而も錯誤なきを要す、 形交換所は短時間内に於て鉅大の金額を決 第二数 誤算遲刻及び缺席に對する制裁 之を以て各國皆之に

> 遅刻岩くは誤謬に 對する制裁

換差額表に誤謬の配載を爲し決算結了後十分を 又は交換添表に誤謬の記載を爲したる時又は交 交換方が交換開始時刻を過ぎて参着した る時

謬が他銀行より交付せられたる交換添表の記載 明確を缺きたるに基く場合に於ては監事は其程 大阪手形交換所規約第六十五條、第六十六條參照)但し其誤 過念金貮圓を徴收す、

(東京手形交換所規則第五十條)

度に應じ本條の過怠金を相手方の銀行より徴

し若くは雙方より等分に徴收することを得とせ

了を遅延せしめたる時、 き又は交換差額表に誤謬の記載を爲し決算 尚交換方が 交換差額表の 提出を 遅延した 又は交換に闘する書類 3 め

り。(東京手形交換所規則第五十條但書)

の文字明確を缺きた た が 爲 めに他の銀行 五九五

(第四號 四二

の金額千磅以下なる時は其調査修正を次日

ざる時は其銀行より過念金景圓を徴收すること に依り交換方の作成すべき文書を正當に作成せ を誤らしめたる時、又は交換差引表其他本規則

b

得ることとす。

とせり。(東京手形交換所規則第五十一條

於ては何れか交換方の計算に錯誤あるを示すも べからざるものにして若し決算相平均せざるに 蓋し手形交換の決算は常に賃借相平均せざる る場合に於ては罰金を二倍又は四倍するの規 雖も怠慢者によりて甚しく交換を遅延せし 迄の範圍に於て反則の狀情に依り答差等あ 紐育手形交換所に於ては罰金は十弗より一弗 Ø þ

則第五十條) 形は當日 分以上なる時は缺席と見做す。 したる時は過怠金貮圓を徴收し其銀行の持出手 交換開始の時刻より五分を過ぎ交換方の参着 五分以上遅刻に對する制裁 1の交換に加ふることを許さず、 (東京手形交換所規 遲刻十

組合銀行中正當 缺席に對す る制裁 の理由なくして交換所に缺

方の計算に錯誤ある時は我國に於けるが如く單

罰

金を課するは當を得

安と無用の手敷且つ煩雑を惹起せしめ徒らに交

方の錯誤の爲めに全體に對して少なからざる不 交換方をして其計算の調査を繰返さしめ一交換

換の澁滯を來さしむるものなり、

之を以て交換

を來し、

爲に其錯誤の明白となるに至る迄は全

も亦其金額が如何に小

額なるも總計算に不一

のなり、

而して此錯誤は縱令交換方の誤算なる

あり。

見する時は直ちに其原因を明瞭に 我國の手形交換所に於ては計算に錯誤あるを發 決濟を正確に終了すを雖も英國の如きは其錯誤 に之を其銀行に通知するに止めず交換方に相當 たるものなり、 し日々交換の 丽 して せしむ。 務ある諸手形に對し現金の取付をなすことを得 規則第四十八條)(大阪手形交換所規約第六十四條、過愈金拾圓 を徴す)又斯かる場合に於てば缺席銀行の支拂義 したるものは過意金百圓を徴收し (東京手形交換所